

朝霞地区訪問看護ステーション
感染症・災害時対応協定書

2024年5月

感染症・災害時対応協定書

朝霞地区訪問看護ステーションネットワーク連携における新型コロナウイルス感染症や災害時の対応として、近隣ステーションと協力し訪問の継続を目指す協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、朝霞市・志木市・和光市・新座市の訪問看護ステーション間での協力体制として定める。

- 2 活動地域での感染症蔓延時、職員や職員家族の感染により訪問看護ステーションが一時閉鎖になった場合、医療処置のある方や訪問が必要と判断した利用者への訪問を、他のステーションが対応する相互協力に関し必要な事項を定める。
- 3 活動地域での災害の発生時、職員体制等訪問事業が継続困難になった場合、医療処置のある方や訪問が必要と判断した利用者への訪問を、他のステーションが対応する相互協力に関し必要な事項を定める。
- 4 有事に備え日々の訪問看護業務・地域の動向について、情報共有を図り連携の取れる協力体制として定める。

(協力要請等)

第2条 訪問看護の事業継続が困難な状況に該当したステーションは、key ステーションに協力を要請し、key ステーションから近隣ステーションへ協力を要請するものとする。

- 2 key ステーションは、グループ内ステーションの連携シートを保管し、協力要請時に活用するものとする。
- 3 協力の要請はMCSや電話等を使用し、協力を求められたステーションは、この協定に従い可能な限り協力を努めるものとする。

*key ステーションとは

朝霞地区内訪問看護ステーション管理者より、朝霞市2名、志木市1名、和光市1名、新座市2名から朝霞地区訪問看護ステーションネットワークづくり推進メンバーとして選定されたメンバーであり、朝霞地区訪問看護ステーションネットワーク会議の開催を決定するメンバーをいう。

*連携シートとは

各ステーションの人員、対応可能な医療的ケア分野及び受入れ状況を記載したものをいう。年1回改訂を行う。

(協力訪問手順)

第3条 協力訪問における手順・注意点は次の各号に掲げるとおりとする。

対象になる利用者には別の訪問看護ステーションからの訪問に同意し、各号の内容に

同意している文書（以下「同意書」）を作成する。

- ① 連携体制にある訪問看護ステーションに個人情報の守秘義務があること
 - ② 利用の開始または途中で断った場合も、何ら不利益を被らないこと
 - ③ 事業所が再開した場合、元の訪問看護ステーションに戻ることに
 - ④ その他、必要な主治医や介護支援専門員との連携等は個別にすること
- 2 協力するステーションが速やかに介入できるよう、利用者の個別情報と必要なケア内容をまとめて作成しておく。
 - 3 利用者の個別情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、各訪問看護ステーションで管理する。
 - 4 訪問看護指示書は、協力を依頼したステーションが、主治医に連絡し、介入協力するステーションあてに指示書を依頼する。

（費用）

第4条 協カステーション介入における実績算定は、介入ステーションが請求するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに協定終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以降この例による。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、朝霞地区訪問看護ステーションネットワーク連携会議で協議の上、決定するものとする。

（保管）

第7条 締結した協定書原本は、本書1通を作成し、記名押印の上、お世話係鈴木氏が、1通を保管するものとする。

（同意）

第8条 尚、本内容については各々のステーションが所属する組織の同意を得ているものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を連携ステーションで作成し、記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日